医療的ケアって？ ３号研修ってなに？

医療的ケアをもっと身近に。

「医療的ケア」とは、



「日常生活に必要とされる医療的な生活援助行為」

とされています。

代表的なのは、痰の吸引や経管栄養の注入です。

狭い気道に唾液や痰が詰まれば、呼吸困難となりますし、

栄養摂取は日々欠かせないものです。これらも医学的判断は必要ですが、医師や看護師にしか許されないとなると、子どもたちが在宅で暮らすのは不可能となります。

皆さんがメガネをかけたり、補聴器を使ったりするのと同じです。

「医療的ケア」（生活の援助）があれば、息をしたり、

ご飯を食べたりするのが楽になります。特別なことではありません。

困っています…「医療的ケア」が必要であるために、したいことができない現実があります。

〇障がい福祉サービスの支給があっても「医療的ケア」ができる支援者が限られており、
必要な支援が受けられません。

〇保育所への入所の際、「医療的ケア」の場面で看護師さんが必要になります。
看護師がみつからないと、保護者は、育休後復職できず、仕事を辞めることになります。

先生や支援者も「３号研修（喀痰吸引等研修）」を修めることで、保育(所)園、幼稚園、学校や通所先で、喀痰吸引や経管栄養などの医療的ケアができます。

👉３号研修とは？

第３号研修は、特定の利用者に対してのみ**喀痰吸引や経管栄養**を実施できる行為を学ぶためのものです。

研修は、**基本研修８時間＋演習１時間＋テスト**。テスト合格者は**実地研修（特定の人に対する必要な手順を医療職から学びます）**を受けます。特定の利用者に対して、必要な行為のみを実施できるように設計されています。

乙訓地域では「乙訓福祉会」が研修機関となっています。

令和８年度の開催は 11 月７日(土)・８日(日)の２日間です。

乙訓福祉会ホームページ
http//www.otokunifukushikai.com/

是非この機会に研修を受講してください。対象児者がいない場合でも、研修の見学が可能です。

裏面もご覧ください

👉国の取組は？

令和３年９月　医療的ケア児支援法　施行

目的：子どもの健やかなる成長と家族の離職防止。安心して育てられる社会の実現。

…そのために何ができるようになった？

① 国・地方公共団体の責務が明確に：医療的ケア児が在籍する保育所、学校等への支援。人材確保。相談体制整備。子や家族の生活支援。

② 学校、幼稚園、保育所、放課後児童クラブの責務が明確に：「医療的ケア」ができる看護師や保育士等の配置。

令和７年 10 月　医療的ケア児支援法の一部改正について公布（令和９年４月施行）

（「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律」に変更）

…なにが変わったの？

・支援の対象→成人期を含む医療的ケア児等、重症心身障がい者、それらの家族へ拡大しました。

・保育所や学校等で、「医療的ケア」を行う際の支援体制の拡充が位置づけられました。

👉乙訓の取組は？

乙訓圏域障がい者自立支援協議会「医療的ケア」委員会では、当事者、家族会、医師、歯科医師、訪問看護ステーション、病院、行政、支援学校、福祉事業所等から 20 数名が委員として参加し「医療的ケアがあっても、誰もがあたり前に生活できる地域づくり」のために、色々な取組を行っています。



～このチラシを見てくださった皆さんに伝えたいこと～

家族や医療関係の人たちだけでなく、ヘルパーさんが「3 号研修」を受けて「医療的ケア」を実施してくれることで、障害のある人々の世界が大きく広がります。「呼吸器の風を吸いながら、そよ風のように街に繰り出したい」そんな障害のある人たちの当たり前の願いを一緒に叶えてくれる人たちが増えますように。　〈車いすユーザーのＯさん〉

私の子供（Y）は、重度心身障害の息子です。

小学２年より、支援センターを利用しています。その頃は、ペースト食を食べていましたが、小学６年生より、成長期に入るのでもっと栄養取れるよう、経管栄養の鼻チューブをつける事に。その頃は、まだ、職員さんが注入する事が出来ず、日中一時は、支援センターの看護師さんが、ショートの時は、夕食と寝る前の水分補給と朝食に私が注入に行っていました。それでも、家じゃない他の所で泊まる経験が出来ればいいかなぁ？と思っていました。高校生の時だったか、職員さんが注入出来るようになり、一日体験出来るようになりました。

息子の様に、昔は食べれたけれど、途中から経管栄養や胃ろうになる方もいます。「３号研修」を受けていただくと看護師さんが居なくても職員さんが注入出来るので、同じ事業所で過ごす事が出来ます。保育園や幼稚園や小学校でも、看護師さんのいる所と意識しなくても、親から離れていろんな経験ができます。沢山の方に「３号研修」を受けて頂きたいと思います。　〈Y さんのご家族〉

「医療的ケア」「３号研修」と聞くと、とても難しい資格のように聞こえるかもしれません。

でも実際は一人一人の利用者様に合わせた実地研修があり、むしろ手厚いサポートを受けながら安心して支援に臨むことができます。何より、支援者が限定的になってしまうことの多い医療的ケアを必要とする方たちの生活の幅を少しでも広げることに具体的に協力することができる、とてもやりがいのある資格だと思います。　〈支援者〉

令和８年度　乙訓圏域障がい者自立支援協議会「医療的ケア」委員会　作成